

山形県地域公共交通計画（素案）

【概要版】

令和3年1月

山形県地域公共交通活性化協議会

山形県

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町

1. 計画の概要

1-1 計画の区域

本計画の対象区域は、**山形県全域**とする。
また、県総合支庁の管轄に合わせた4ブロック（村山・最上・置賜・庄内）を対象として地域ブロックを設定する。

注）県境を原則的な区域界としつつ、一部、隣接県へ繋がる系統については計画に含む。

1-2 計画の構成員・対象

県内全市町村が参加。また、県際間の広域移動については宮城県・仙台市もオブザーバー参加

鉄道、バス、タクシー等、地域公共交通事業者全てが参画

その他、国・県の施設管理者や交通事業労働組合、学識者等で構成

交通事業以外の輸送サービスについても可能な限り対象に追加

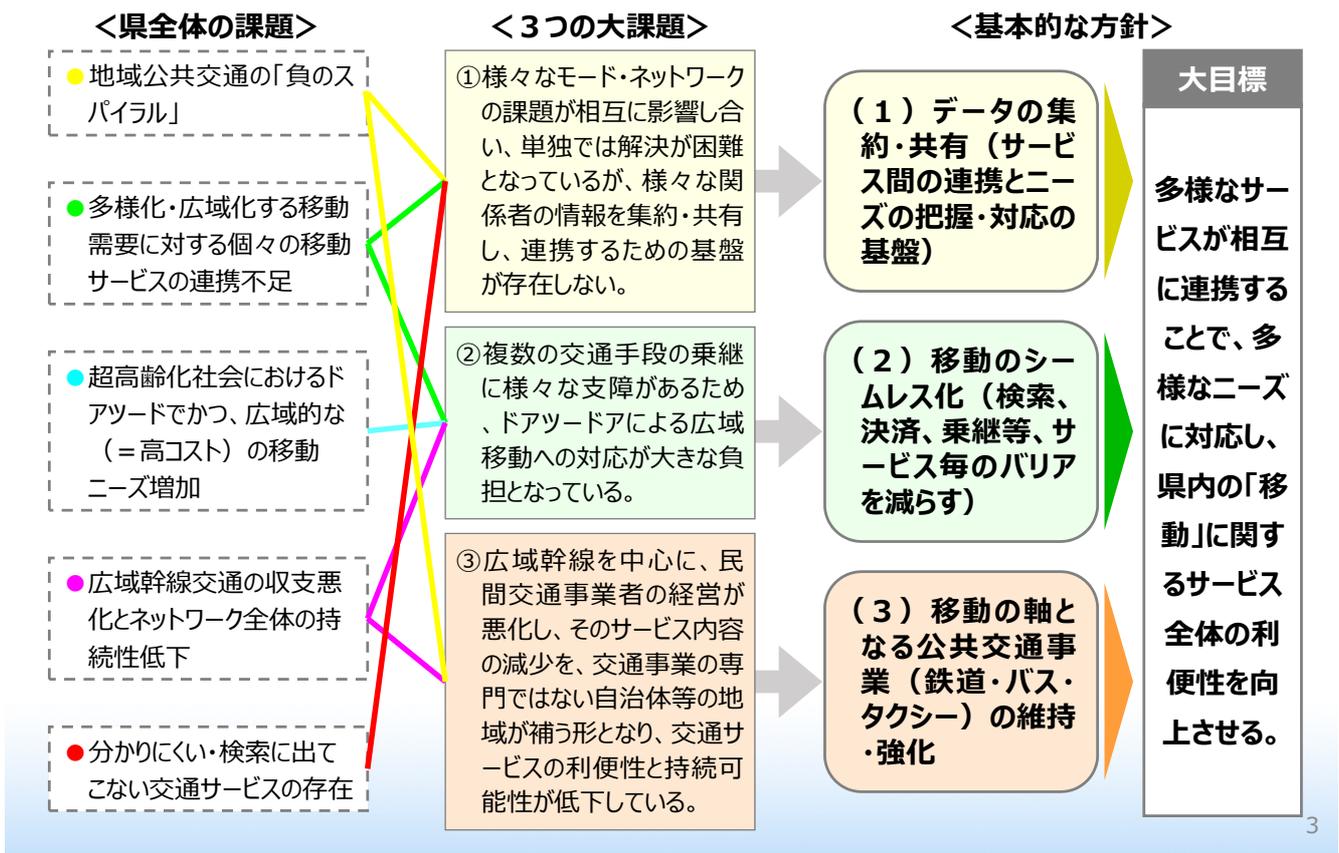
1-3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況を毎年度確認することとし、その状況に応じて延長することも可能とする。 2



2. 現状の課題整理と基本的な方針



3. 基本方針実現のための施策・事業

